

大阪府後期高齢者医療広域連合長の選挙に関する規則

平成 2 1 年 3 月 3 0 日
大阪府後期高齢者医療広域連合規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 大阪府後期高齢者広域連合（以下「広域連合」という。）の広域連合長の選挙については、大阪府後期高齢者医療広域連合規約（以下「規約」という。）第 1 2 条第 1 項から第 3 項までに規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

(選挙長)

第 2 条 広域連合長の選挙を行うときは、選挙長を置く。

- 2 選挙長は、広域連合の事務局長の職にある者をもって、これに充てる。
- 3 選挙長は、この規則に定める広域連合長の選挙に関する事務を担当する。

(選挙立会人)

第 3 条 選挙長は、広域連合の職員又は関係市町村の職員の中から、本人の承諾を得て、2 人以上の選挙立会人を選任し、本人に通知しなければならない。

- 2 選挙立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞することができない。

(選挙期日等の告示)

第 4 条 広域連合長の選挙を行うときは、選挙長は、選挙の期日、投票の開始及び終了の時刻、候補者の届出期間、不在者投票の開始日等を、少なくとも選挙の期日の 1 4 日前に告示しなければならない。

(候補者の届出)

第 5 条 候補者になろうとする関係市町村の長は、前条の規定により告示された候補者の届出期間に、大阪府後期高齢者医療広域連合長選挙候補者届出書（様式第 1 号）によってその旨を選挙長に届け出なければならない。

(候補者の告示)

第 6 条 前条の規定による候補者の届出の受付期間終了後、選挙長は、直ちに候補者の住所、氏名、公職の種類等を告示し、関係市町村の長に通知しなければならない。

(投票)

第 7 条 投票は 1 人 1 票に限る。

- 2 関係市町村の長は、投票用紙（様式第 2 号）に候補者の中から広域連合長の当選人とすべき者 1 人の氏名を自書して、投票しなければならない。

(広域連合の事務所における投票)

第 8 条 選挙長は、規約第 1 2 条第 2 項の規定による選挙の投票に、2 人以上の選挙立会人を立ち合わせなければならない。

2 前項の投票は、選挙の当日の第4条の規定により告示された投票の開始の時刻から終了の時刻までに行わなければならない。

(不在者投票)

第9条 関係市町村の長で選挙の当日公務等に従事すると見込まれる者の投票については、規約第12条第2項の規定にかかわらず、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵送する方法により行わせることができる。

2 前項の規定により郵便による投票をしようとする関係市町村の長は、選挙の期日前7日までに、選挙長に対して、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求するものとする。

3 選挙長は、前項の規定による請求を受けたときは、直ちに投票用紙及び投票用封筒をその請求をした関係市町村の長に交付しなければならない。

4 前項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた関係市町村の長は、選挙長に対し、選挙の当日の第4条の規定により告示された投票の終了の時刻（以下「投票終了時刻」という。）までに、広域連合の事務所に投票が到達するように、郵便をもって送付しなければならない。ただし、関係市町村の長が必要と認める場合は、投票終了時刻までに、関係市町村の長が指定する職員に届けさせることができる。

(選挙会)

第10条 選挙長は、2人以上の選挙立会人の立会いのもとに、選挙会を開いて投票を点検し、当選人を定めなければならない。

2 投票の効力は、選挙長が選挙立会人の意見を聴いて決定しなければならない。

3 選挙会は、広域連合の事務所で開く。

(無効投票)

第11条 広域連合長の選挙の投票については、次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。

(1) 所定の用紙を用いないもの

(2) 候補者でない者の氏名を記載したもの

(3) 一投票中に2人以上の候補者の氏名を記載したもの

(4) 候補者の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、職業、身分、住所又は敬称の類を記載したものは、この限りでない。

(5) 候補者の氏名を自書しないもの

(6) 候補者として何人を記載したかを確認し難いもの

(当選人)

第12条 当選人は、有効投票の最多数を得た者とする。ただし、有効投票の総数の4分の1以上の得票がなければならない。

2 当選人を定めるに当たり得票数が同じであるときは、選挙会において、選挙長がくじで定める。

3 選挙長は、当選人が定まったときは、直ちに当選人に当選の旨を告知し、当選人の住所及び氏名を告示しなければならない。

(無投票当選)

第13条 第5条の規定による届出のあった候補者が1人であるとき又は1人となったと

きは、選挙長は、選挙会を開き、当該候補者をもって当選人と定めなければならない。

(選挙結果の報告)

第14条 当選人が定まったときは、選挙長は、選挙の結果を直ちに関係市町村の長に対して報告しなければならない。

(補則)

第15条 この規則の施行に関し必要な事項は、選挙長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年規則第7号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

大阪府後期高齢者医療広域連合長選挙候補者届出書

大阪府後期高齢者医療広域連合長選挙

(ふりがな) 候補者氏名	
住 所	
生 年 月 日	
公職等の種類	

私は、上記のとおり、大阪府後期高齢者医療広域連合長の選挙に関する規則第5条の規定により、届け出ます。

年 月 日

署名又は記名押印

大阪府後期高齢者医療広域連合選挙長 様

様式第2号（第7条関係）

<table border="1"><tr><td data-bbox="427 376 635 477">氏 名</td></tr><tr><td data-bbox="427 477 635 1664"></td></tr></table>	氏 名		<p data-bbox="1150 539 1187 920">年 月 日</p> <p data-bbox="1150 1240 1187 1305">執行</p> <p data-bbox="1023 405 1059 1104">大阪府後期高齢者医療広域連合長選挙投票</p> <p data-bbox="927 636 963 701">注意</p> <p data-bbox="831 450 868 1352">広域連合長とすべき者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p data-bbox="927 1592 1129 1731">印</p>
氏 名			